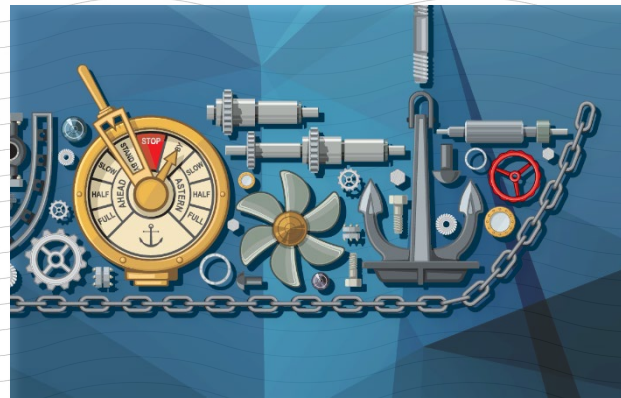
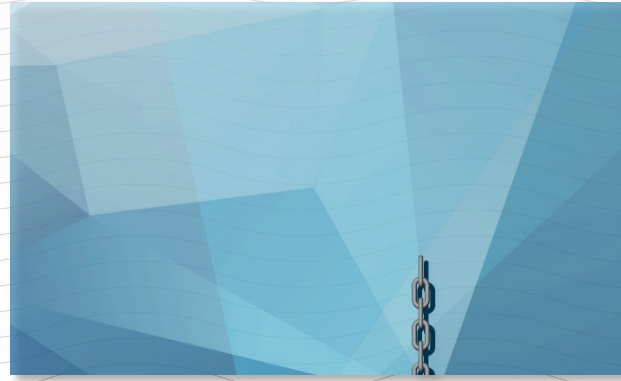


船舶改修資金融資制度

造船関係事業資金

2024年度版





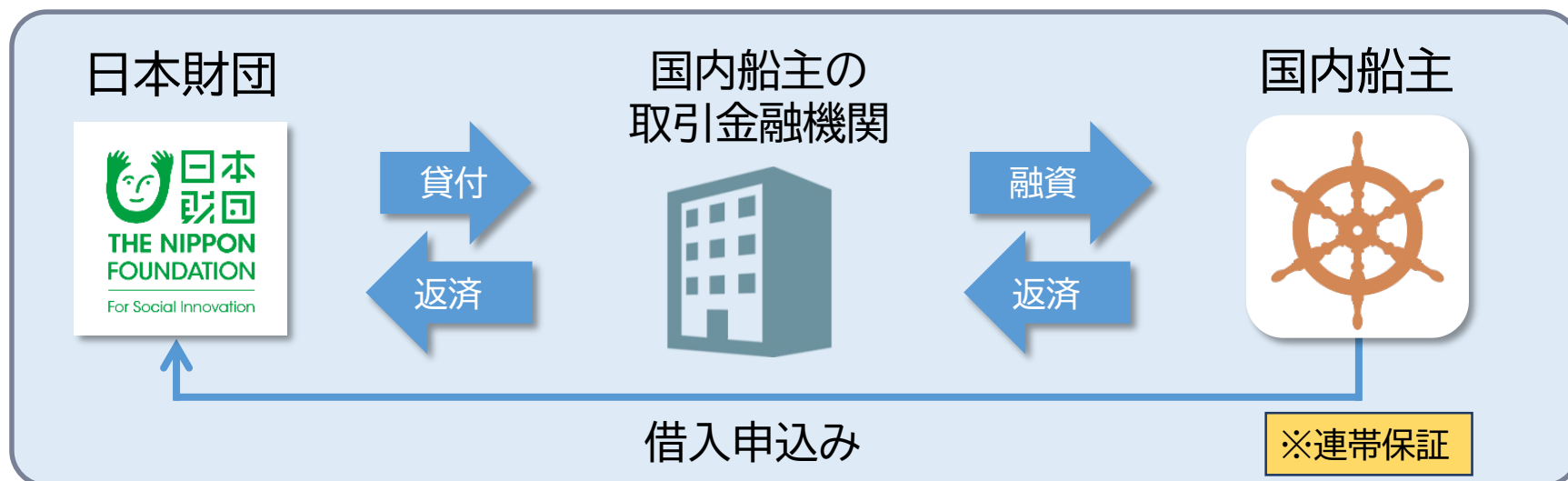
目次

1	造船関係事業資金による融資制度の仕組み	3
2	船舶改修資金の融資制度概要	4
3	融資制度の内容について	5
4	ご利用の手順について	8
5	申込み取扱い金融機関について	10
6	借入申込み及び融資実行スケジュール	11
7	借入申込時の必要書類	12
8	完了報告時の必要書類	13
9	注意事項	14
	<参考> 船舶改修資金融資相談シート	15,16
	船舶改修資金融資制度(まとめ)	17



1 「造船関係事業資金」の融資制度の仕組み

- (1) 日本財団の行う造船関係資金の融資事業は、ボートレースの収益金の一部を社会還元する事業のひとつとして、造船関連産業の振興のため日本財団が長期低利の資金を提供する事業です。
 - (2) 申込事業者(この制度では国内の船主)の方々のお申込みにより、当財団が申込事業者のお取引金融機関に資金を貸付け、次に当財団から貸付を受けた金融機関がその資金を事業者に融資する、という二段階の仕組みで融資されます。
- ※ なお、申込事業者の方は、金融機関の日本財団からの借入に対し、万が一金融機関が破綻し借入金の返済ができなくなった場合に「連帯保証」をしていただくことになります。



2 船舶改修資金の融資制度概要



< 制度の趣旨 >

- IMO条約による新造船へのCO₂・SO_x・NO_xなどの排出規制や、既存船へのEEXI(就航船燃費規制)やCII(燃費実績格付制度)などの環境規制に対応して、就航船舶に対しての、レトロフィット(船舶の改造・修繕、以下「改修」といいます)工事の増加が予想されます。
- 日本財団では、条約や法令に基づいた環境規制対応の為の改修費用・負担が船主にかかることを勘案し、船主の方が低利融資が受けられるように船舶改修工事費用に「造船関係事業資金」が利用できるよう設備資金制度を改正しています。



3 融資制度の内容について

(1) 融資対象者

バラスト水処理装置・SO_x規制対応のスクラバー・NO_x脱硝装置などの設置、ローターセイル設置や高性能プロペラへの換装、代替燃料対応エンジンへの改修など、**燃費の改善や省エネ機器機設置のための改修工事**など、条約や法令による環境規制に対応した船舶の改修工事に必要な資金を要する国内船主。

(2) 融資対象船舶 (P5の図をご参照下さい)

日本国内の造船所で上記の改修工事を行う**すべての船舶(国内法人が実質保有する外国船籍の船も含みます)**。

(注) 外国船籍の船舶を対象とする場合は、海外法人の会社設立証明書(写)(グッドスタンディング)の提出、工事対象船舶の**IMO番号**などを明示いただきます。海外子会社からの国内親会社への借入申し出に対して、国内の親会社に転貸資金融資を行う形態を原則的な取扱いとしています。

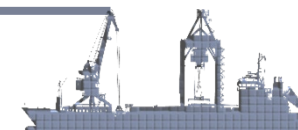
(3) 修繕工事造船所

(一社)日本中小型造船工業会、又は(一社)地方小型船舶工業会加入の造船所で行う改修工事が対象となります。造船所加入団体の「**団体加入証明書**」の添付が必要です。

(4) 融資限度額および融資期限

- 融資限度額は事業者毎に原則1年度「**20億円以内**」、融資期間は「**15年以内**」です。
- 金融機関との間でお決めいただくことになります。

3 融資制度の内容について



(5) 融資利率

金融機関の融資利率は「**年利1.6%以内(固定)**」で、事業者の方と金融機関との間で協議の上お決め下さい。金利支払いは6ヶ月後払いです。

なお、財団からの金融機関への貸付利率は「**年利0.01%(固定)**」です。

(6) 融資限度率

融資限度は**総工事額(所要資金額)の80%以内**で、原則として**1事業者1年度20億円以内**です(財団が特に認めた場合は40億円)。機器購入代金についても購入価格の80%以内です。所要資金額は消費税込みの価額です。

(7) 据置期間

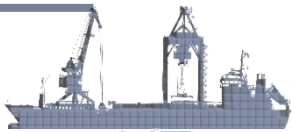
「6カ月以上1年以内」の**元本返済据置期間**があります。

元本の返済は6ヶ月毎の元金均等返済で、据置期間の終了後から開始されます。

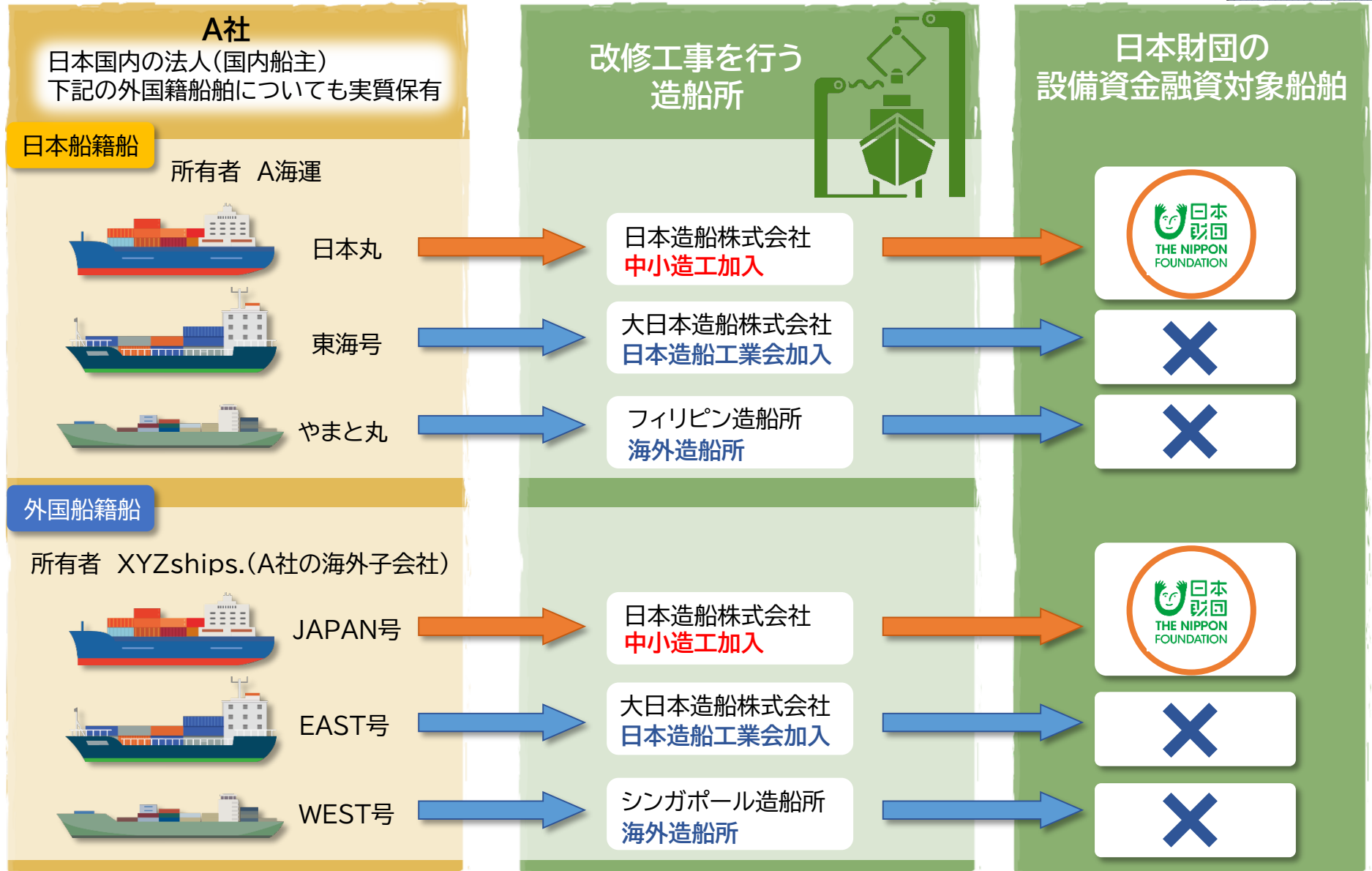
(8) 改修工事の「完了報告書」の提出 (P11参照)

工事完了時に、工事箇所の写真を添付し完了報告書を提出して頂きます。

必要に応じて、NK等の発行する**バラスト水管理証書(写)・大気汚染防止証書(写)**を財団までご提出下さい。



【参考】財団の船舶改修資金融資制度が利用できる対象船舶



4 ご利用の手順について



(1) 取引金融機関による事前審査

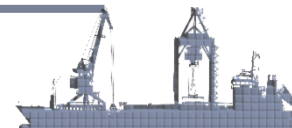
- ① まず、お取引金融機関に案件相談を行い、融資が可能かどうかの事前に審査を受けて下さい。
- ② 金融機関から融資可の内諾を得たら、財団所定書式の「**融資内諾通知書**」を発行してもらいます（「融資内諾通知書」は財団への借入申込時に同時に提出します）。

(2) 日本財団への申し込み

- ① 借入を希望される事業者の方は、当財団所定の「**借入計画書**」に申込金融機関発行の「**融資内諾通知書**」・**連帯保証関係書類**・**定款**・**船舶改修関係書類**など必要書類(P.10ご参照)を添えて申し込み受付期間中に、受付会場へご持参のうえ借入内容の説明をしていただきます（提出書類の事前相談可）。海外子会社の場合は、転貸資金借入の形式が原則となります。
- ② あわせて、改修工事を請負う造船所の加入団体(日本中小型造船工業会・地方小型船舶工業会)に「**団体加入証明書**」の発行をお願いしてください。

(3) 日本財団での審査

- ① 当財団では、ご提出いただいた「**借入計画書**」記載内容の審査、添付の「**融資内諾通知書**」、「**連帯保証関係書類**」、金融機関から提出いただいた「**貸付申込書**」等の記載事項の点検等の審査を経て、**財団理事会での承認**を行います。概ね1か月程度を予定しています。



- ② 財団での審査、決裁手続終了後、当財団から申込事業者の方々へ「**決定通知書**」により当財団から申込金融機関に対する貸付金額・貸付条件等をお知らせします。
申込金融機関へは、当財団の代理店である(株)商工組合中央金庫を通じて、事業者に到着して2~3日後にお知らせします。
- ③ 金融機関は、決定通知の受領後、財団との間で「**金銭消費貸借契約**」を締結します。
事業者の方には、財団からの金融機関の借り入れに対する「**連帯保証人**」として署名・ご捺印いただくこととなります。

(4) 融資の実行 (2024年度は年4回の受付・実行となります)

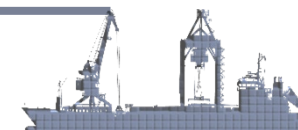
- ① 資金交付は、日本財団へのお申し込みから2か月程度後です。
- ② 2024年度は**年間4回の受付・実行**を行います。(P.11参照)
なお、**第1回・第3回の受付は、運転資金と同時期に、東京・福岡・今治・広島・大阪で行います**ので、お近くの会場で借入申込みを行ってください。第2回・第4回は財団ビルで受け付けます。
- ③ 資金実行は、事務代行を行う商工組合中央金庫を通じて申込金融機関に送金させていただきます。
原則として同日付で申込金融機関から事業者の方々へ融資が行われます。



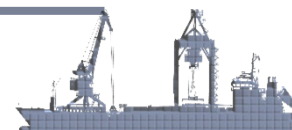
5 申込み取扱い金融機関について

- 財団の行う造船関係事業融資は全国ほとんどの**銀行、信用金庫、信用組合**の本支店で申込み取扱い出来ます。
但し、日本政策金融公庫の中小企業事業の代理店または沖縄振興開発金融公庫の代理店になっていることが必要です。
- **(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策投資銀行**でも取扱いできます。
- 今までこの制度をご利用無かった金融機関であっても、取り扱えます。
日本財団の担当部署へご連絡下さい。
(本資料最終ページ<お問い合わせ先>を参照)

6 借入申込み及び融資実行スケジュール



第1回募集		(第1回運転資金募集と同時期に各地で行います)	
申込受付期間	2024年5月7日(火)~17日(金)	資金実行	7月9日(火)予定
会場	[東京] 5/7、/8、/17 日本財団ビル [福岡] 5/10 福岡県トラック総合会館 [今治] 5/14 今治国際ホテル [広島] 5/15 エールエールA館 [大阪] 5/16 大阪ガーデンパレス		
第2回募集		(財団ビルでの受付)	
申込受付期間	2024年7月1日(月)~2日(火)	資金実行	8月22日(木)予定
会場	[東京] 日本財団ビル		
第3回募集		(第2回運転資金募集と同時期に各地で行います)	
申込受付期間	2024年10月1日(火)~11日(金)	資金実行	12月9日(月)予定
会場	[東京] 10/1、/2、/11 日本財団ビル [福岡] 10/4 福岡県トラック総合会館 [今治] 10/8 今治国際ホテル [広島] 10/9 エールエールA館 [大阪] 10/10 大阪ガーデンパレス		
第4回募集		(財団ビルでの受付)	
申込受付期間	2025年1月15日(水)~16日(木)	資金実行	3月12日(水)予定
会場	[東京] 日本財団ビル		



7 借入申込時の必要書類

- ・借入計画書(財団所定の船舶改修用書式) ※
 - ・会社経歴書または会社案内
 - ・決算報告書(製造原価及び販管費明細を含む)または確定申告書写・・・過去3期分
 - ・連帯保証に係る取締役会議事録(写)または株主総会議事録(写)(代表者印による原本証明要) ※
 - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書):実行日の3カ月以内に発行のもの
 - ・海外子会社所有の船舶改修の場合は、海外子会社の会社設立証明書(グットスタンディング)(写)を添付
 - ・印鑑証明書:実行日の3カ月以内に発行のもの
 - ・定款写(別に取締役会規則等の定めがある場合は添付)
 - ・船舶改造・修繕工事にかかる見積書(写)、発注書(写)、請負契約書(写)(揃わない場合は要連絡)
 - ・購入・設置機器の見積書(写)、注文請書(写)、パンフレット等
 - ・改造・修繕を行う造船所が加入する造船関係団体で発行する団体加入証明書(団体が発行します)
 - ・融資内諾通知書(申込金融機関が発行します) ※
 - ・貸付申込書・融資金の用途(申込金融機関から当財団宛に所定日までに直送されます) ※
- ※印の書式については、財団のホームページに掲載されていますのでご利用ください。

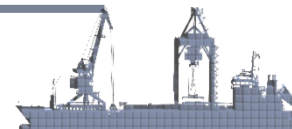


8 完了報告時の必要書類

(完了報告書 及び 1.設備内容 2.設備の効果表 3.支払状況等一覧表 以外の添付書類)

- ① 工事の**完成写真** (2枚)
 - ・対象船舶の全景写真
 - ・設置機器への融資対象設備表示シール貼付個所の写真
- ② **固定資産台帳**の写
- ③ **工事船舶の引渡証**の写
- ④ **工事代金・機器購入代金の請求書、領収書(または振込金受取書)** の写
- ⑤ NK等の船級団体の発行する工事完了に係る**検査済の証明書(国際バラスト水管理証書・国際大気汚染防止証書)**の写

※ 転貸方式で借り入れた場合は、海外子会社名で作成した完了報告を添付し、「転貸先である子会社〇〇による完了報告を添えて報告致します」との様式となります。



9 注意事項

- (1) この船舶改修資金融資は造船関係事業資金の「設備資金」です
 - 第1回・第2回・第3回・第4回の設備資金受付時に借入申込みができます。「改修資金」の専用の借入計画書を使用してお申し込み下さい。

- (2) 1事業者で、当事業年度で「着手または完了・支払い」する複数の船舶の改修をまとめて借入申請できます(ただし、予め金融機関の承認を得ておくことが必要です)。
 - 同時期に、複数の金融機関からの借入を行うことができます。
 - 造船所が異なる場合でも、同時期ならば1口にまとめて借入申込可能です。

- (3) 船主の所属団体の加入条件はありませんが、工事造船所の団体加入証明書が必要です
 - 改修工事造船所が**日本中小型造船工業会**・**地方小型船舶工業会**に加入していることを証する「団体加入証明書」が必要です。

- (4) 日本船籍の船舶だけでなく、国内法人が実質保有する外国籍船舶の改修についても融資対象できることとし、造船業界・海運業界を支援していきます
 - ただし、借入計画書や連帯保証議事録に工事対象船舶の内容を明示が必要です。

<参考> 船舶改修資金融資相談シート（書式は財団HPから）



https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan

融資相談シート

- ↓ 設備資金融資相談シート (EXCEL / 25KB)
- ↓ 機構共有船融資相談シート (EXCEL / 25KB)
- ↓ 船舶改修資金融資相談シート (EXCEL / 23KB)
- ↓ 低・脱炭素船舶資金相談シート (EXCEL / 22KB)
- ↓ 一般運転資金融資相談シート (EXCEL / 27KB)

ホームページ最下段までスクロールしてください

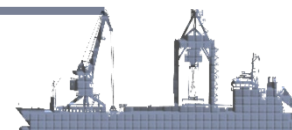
船舶改修資金融資相談シート 兼 検討結果通知表

◆この相談シートは、環境規制対応の為の船舶改修の見積りや日程などが決定後に財団へご提出下さい◆

公益財団法人 日本財団
 海洋事業部 海洋船舶チーム 御中 [TEL: 03-6229-5142 FAX: 03-6229-5150]

[相談シート]: 下記の通り保有船舶の改修工事を検討していますので、財団融資のご検討を依頼します。

会社名及び代表者名	[過去の財団融資利用] 有・無												
TEL:	FAX:		ご担当: 役職名		氏名								
事業者所在地							資本金	千円					
従業員数	人				業種	海運・旅客運送・貨渡・他							
過去3年間の業績及び本年度予想(千円)	年/月期			年/月期									
	売上高	千円	経常利益	千円	売上高	千円	経常利益	千円					
	年/月期			本年度予想 年/月期									
	売上高	千円	経常利益	千円	売上高	千円	経常利益	千円					
改修工事予定の造船所名※2	(注: 日本中小型造船工業会または地方小型船舶工業会加入の造船所で建造される場合に限り)												
改修予定船舶1	[船種]	[船名]	[船種]	[船名]	[所有会社]	[総数]	G/T						
改修予定船舶2	[船種]	[船名]	[船種]	[船名]	[所有会社]	[総数]	G/T						
改修のスケジュール	[契約] 年 月	[着工] 年 月	[完了] 年 月										
消費税込所要資金額(内訳)	(A) 千円												
	[内訳]・設備機器購入金額 千円						改修工事金額 千円						
支払時期及び支払金額(千円)	年 月	千円	年 月	千円	年 月	千円							
財団融資希望時期	第1回設備(7月実行)		第2回設備(8月実行)		第3回設備(12月実行)		第4回設備(3月実行)						
融資期待額(10万円未満切捨)	(B) 千円	期待率 (B)/(A)	= (A)の80%以内									%	
財団以外の借入予定など	(金融機関名)			千円	(自己資金等)			千円					
改修の目的・効果等													
取扱金融機関	銀行・信金・信組・商工中金						金融機関への相談の有無	有・無					
融資利率※1(1.6%以内)	%			最終期限※1(15年以内)	年 月 日								
財団への質問事項※3													
所轄運輸局	運輸局/						支局						
<日本財団⇒相談事業者>				相談受付日				受付番号					
[検討結果通知]: 貴社からのご相談につき検討の結果、下記の通り通知します。(回答日: 月 日)													
財団担当印	検討結果	指示事項 [不可の場合はその理由]											
	○検討可 ○不可												



[注意事項]

- ※1
- 融資利率、最終期限は予定をご記入下さい(融資利率は1.6%以内、最終期限は15年以内で金融機関との間でお決め下さい)。融資利率は全期間固定金利です。
 - 最終償還日は実行日から15年以内の4月15日又は10月15日です。

 - 元金返済開始は6ヶ月以上1年以内の据置期間があります。7・8月実行の場合は、翌年の4月15日が、12月・3月実行の場合はその年の10月15日が初回の元金返済日になります。
 - 利払いは6か月後払いです。

 - 収支等の関係等で、15年以内の償還が難しい場合には、3年以内の償還期限の延長が検討できます。又、据置期間も4年以内まで延長検討が出来ますので、予めご相談下さい。
- ※2 ○融資申込時には、改修工事を行う造船所が加入するの造船関係団体発行の「団体加入証明書」が必要ですので、造船所を介して団体へ発行依頼を行って下さい。
- ※3 ○財団に予め聞いておきたい事項や要望事項などがあれば、お書き下さい。

◇ご参考◇[借入申込時の提出書類]

- ① 借入計画書⇒金融機関の「融資内諾通知書」を添付して下さい
- ② 会社経歴書
- ③ 過去3期の決算報告書(製造原価明細・販管費明細添付)
- ④ 連帯保証に係る取締役会議事録又は株主総会議事録の写し(原本証明要)
…万一、借入金金融機関が破綻した場合に、その借入金を事業者が直接財団に返済するものです。
- ⑤ 印鑑証明書 履歴事項全部証明書(実行予定日の3ヶ月以内に発行のもの)
海外子会社所有の外国船舶の場合、海外法人の会社設立証明書(写)を添付のこと。
- ⑥ 直近の会社定款
- ⑦ 船舶改修工事の見積書・請負契約書の写し
- ⑧ 改修工事の造船所所属の造船関係団体で発行する「団体加入証明書」
- ⑨ 船舶特定のため、船名・船籍・船種・所有会社・当該船舶のIMO番号などの記載が必要です。



船舶改修資金融資制度(まとめ)



目的

IMOの環境規制(バラスト水処理・CO₂,SO_x及びNO_x排出規制等)への対応の為に、船舶の改造・修繕工事を行う国内船主・造船事業者を、財団の長期・固定・低利融資制度で支援していく。



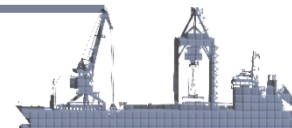
融資対象

国内の日本中小型造船工業会または地方小型船舶工業会加入の造船所で、上記目的の船舶改造工事を行う国内船主を融資対象先とする。
対象船舶は、外国籍であっても実質保有者が国内船主であれば可とする。
また、複数船舶の改修工事融資を可とする。必要資金額には機器の購入代金を含む。



融資条件

財団の一般設備資金を使用するが、借入計画書は専用の帳票を使用する。
融資限度は1事業者年間20億円(財団が特に認めた場合は40億円)、融資利率は「1.6%以内」、融資期間は「15年以内」で、事業者と金融機関の話し合いにて決定。



お問合せ先

日本財団 海洋事業部 海洋船舶チーム

TEL 03-6229-5142 平日9時-17時

FAX 03-6229-5150

〒107-8404

東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

ホームページ

https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan

なお、事業者向け「融資申請のごあんない」をご参照ください